東京都新しい公共支援事業運営委員会設置要綱

23生都管第412号 平成23年5月16日

(目的)

第1 この要綱は、新しい公共支援事業実施要領(平成23年5月2日付府政経シ102号) に基づき、東京都が実施する新しい公共支援事業(以下「支援事業」という。)における基本 方針・事業計画の検討、支援事業に関する業務を委託する中間支援組織等の選定、支援対象 者の選定等の役割を担う、東京都新しい公共支援事業運営委員会(以下「運営委員会」とい う。)の設置及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

- 第2 運営委員会は、支援事業に関する次の事項を所掌する。
 - (1) 支援事業に関する基本方針、事業計画及び成果目標の検討
 - (2) 東京都が委託する支援事業における中間支援組織等からの提案の選定
 - (3) 支援対象者及び支援対象者が実施する事業の選定、モデル事業の選定
 - (4) 各事業の進捗状況の把握と評価
 - (5) 支援事業の効果を高めるための検討及び指導・助言等
 - (6) 支援事業に関する国への要請及び国からの要請等への対応
 - (7) (2)及び(3)の選定における選定基準の検討
 - (8) その他支援事業の選定に関すること。

(構成)

- 第3 運営委員会は、次の委員をもって構成する。
 - (1) 次に掲げる者のうち、生活文化局長が委嘱する者
 - ア 学識経験者(1名)
 - イ 中間支援組織・NPO等(2名)
 - ウ 企業・経済団体(1名)
 - 工 金融機関等(1名)
 - オ 公認会計士(1名)
 - カ 区市町村の行政関係者(2名)
 - (2) 次に掲げる職にある者
 - ア 東京都知事本局計画調整部長
 - イ 東京都総務局行政改革推進部長
 - ウ東京都生活文化局都民生活部長

(会長及び副会長)

- 第4 運営委員会には会長及び副会長を置く。
- 2 会長は委員の互選により、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は運営委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

- 第5 第3の委員の任期は委嘱の日から翌年の3月31日までとし、再任を妨げない。
- 2 任期ある委員がその中途で交代した場合、新たに委嘱された委員の任期は、前任者の任期 の残任期間とする。

(会議等)

- 第6 運営委員会は生活文化局長が招集する。
- 2 運営委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は審議に際し、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。
- 5 運営委員が申請案件と利害関係にある場合には、当該委員は、当該申請案件の審査からは除かれることとする。

(公開)

- 第7 運営委員会は、原則公開とする。
- 2 運営委員会の開催は、原則として会議開催の前に一定の方法により、周知するものとする。 周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。
- 3 周知の内容は、運営委員会の名称、日時、場所、傍聴手続、その他必要な事項とする。
- 4 会長は、会議に諮り、審議等の一部が次の各号の一に該当すると認められたときは、運営 委員会の会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。
 - (1) 個別のNPO等の選定・評価に関する審議等を行うとき。
 - (2) 東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)第7条第1項各号に掲げる情報に 該当すると認められる事項について、審議等を行うとき。
 - (3) 運営委員会を公開することにより、当該委員会の適切な運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

(会議の傍聴)

- 第8 運営委員会の公開は、傍聴を希望する者に会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 前項の場合において、会長は、傍聴を認める者の定員を定めることができる。
- 3 傍聴に係る手続その他必要な事項については、会長の指定する方法によるものとする。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 拡声器、無線機の類を携帯している者
 - (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
 - (4) はち巻、腕章、たすき、ゼツケン、ヘルメツトの類を着用又は携帯している者
 - (5) 酒気を帯びている者
 - (6) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 5 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと(ただし、病気その他正当な理由がある場合は、この限りでない。)。
- (4) 飲食又は談笑をしないこと。
- (5) 写真、ビデオ等を撮影し、または録音等をしないこと。ただし、特に会長の許可を得た者はこの限りでない。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 6 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。
- 7 傍聴人がこの要綱に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(庶務)

第9 運営委員会の庶務は、生活文化局都民生活部において処理する。

(補則)

第10 この要綱に定める事項のほか、運営委員会の運営に必要な事項は、別途定める。

附則

この要綱は、平成23年5月16日から施行する。